

- ・共同住宅
 - ・ビル
 - ・テナント
- オーナーの皆様

のための

Q&A

消防用設備等の点検・報告

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。(消防法第17条の3の3)

Q 点検・報告はなぜ必要なのでしょう?

A 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し、機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



Q 点検報告義務のある人と点検する人は誰でしょうか?

A 点検報告義務のある人は防火対象物の関係者です。(所有者・占有者・管理者など)

点検する人は消防設備士・消防設備点検資格者などです。



Q 点検・報告の時期はいつ実施しますか?

A 点検の内容に応じて、次のように定められています。

機器点検：6ヶ月ごと

外観や機器の機能を確認します。

総合点検：1年ごと

機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

・防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください。)



Q 点検の結果、不良箇所があった場合はどうしますか?

A 速やかに改修や整備をしなければなりません。(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。)



点検から報告まで

点検の内容と期間

●消防用設備等(平成16年消防庁告示等9号)

▶機器点検(6ヶ月ごと)

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、告示に定める点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

▶総合点検(1年ごと)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示に定める点検基準に従い確認することです。

●特殊消防用設備等(設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと)

▶設備等設置維持計画に定める点検基準に従い確認することです。

整備

不良箇所

整備

▶消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備(軽微な整備を除く。)は、消防設備士でなければできません(消防法施行令第36条の2)。

点検結果報告書の作成

- ▶点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- ▶点検結果報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています(昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

報告の期間

●消防用設備等(消防法施行規則等31条の6第3項)

- ▶特定防火対象物=1年に1回(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- ▶非特定防火対象物=3年に1回(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

●特殊消防用設備等(消防法施行規則第31条の6第3項)

▶設備等設置維持計画に定める期間ごと

報告先

▶防火対象物の関係者(所有者、占有者、管理者)が、各消防署へ直接提出。

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

消防法令(消防法施行規則第31条の6第3項)

防火対象物 (消防法施行令別表第1)

点検結果報告の期間
消防用設備等|特殊消防用設備等

| | | | | |
|--------|--|--------|-------|-------|
| (1) | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場 | 1年に1回 | | |
| (2) | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する風俗営業等の特種営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの | | 1年に1回 | |
| ニ | カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの | | | |
| (3) | イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店 | | 3年に1回 | |
| (4) | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 | | | |
| (5) | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅 | | 1年に1回 | |
| (6) | イ 病院、診療所又は助産所 老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。) | | | 1年に1回 |
| ロ | 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) | | | |
| ハ | 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) | | | |
| ニ | 幼稚園又は特別支援学校 | | | |
| (7) | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの | | | 3年に1回 |
| (8) | 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの | | | 1年に1回 |
| (9) | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 | | | |
| (10) | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。) | | | 3年に1回 |
| (11) | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | | | |
| (12) | イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ | 1年に1回 | | |
| (13) | イ 自動車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 | | | |
| (14) | 倉庫 | 3年に1回 | | |
| (15) | 前各項に該当しない事業場 | | | |
| (16) | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 | 1年に1回 | | |
| (16の2) | 地下街 | 1年に1回 | | |
| (16の3) | 建築物地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) | | | |
| (17) | 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建築物 | 3年に1回※ | | |
| (18) | 延長50メートル以上のアーケード | 3年に1回 | | |

設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごと

は、特定防火対象物 〇は、非特定防火対象物 ※(17)項が特定用途に供される場合は、1年に1回

消防用設備等の点検・報告制度とは別に、防火管理上の必要な業務について点検・報告する防火対象物定期点検報告制度(消防法第8条の2の2)があります。

■当社賠償責任保険に加入しております。

ORIRO オリロー株式会社
メンテナンス部

〒112-0001 東京都文京区白山5-1-3-7F
TEL.03-3815-7744 FAX.03-3815-7745
http://www.oriro.co.jp / e-mail oriro@oriro.co.jp

ORIRO 消防用設備等 点検・報告の ご案内

- ・共同住宅
- ・ビル
- ・テナント
オーナーの皆様



火災から
皆様の生命と財産を守る
それが私たちの使命です

ORIRO オリロー株式会社
メンテナンス部

http://www.oriro.co.jp / e-mail oriro@oriro.co.jp